

令和6年加美町議会第3回定例会会議録第4号

令和6年9月20日（金曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機管理室長	佐々木 功 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君

森 林 整 備 対 策 室 長	後 藤 勉 君
商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ど も 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1 号 令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 認定第 2 号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

- 第 4 認定第 3 号 令和 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 令和 5 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 令和 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 令和 5 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 令和 5 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 令和 5 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 報告第 13 号 令和 5 年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第 14 議案第 64 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 16 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 17 議案第 65 号 加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議員派遣の件について
- 第 19 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 まで

午後 1 時 5 5 分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番伊藤 淳君、1 番尾出弘子さんを指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3 号 令和 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 5 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 5 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 8 号 令和 5 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 9 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 10 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 11 号 令和 5 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、認定第11号令和5年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和5年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

この認定第1号から認定第11号までは、令和5年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長高橋聡輔君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 高橋聡輔君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋聡輔君） 令和5年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号令和5年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号令和5年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号令和5年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

なお、決算審査において委員より出された意見を踏まえ、本年度の事業執行及び新年度予算編成に取り組まれるに当たって、執行部に一言申し上げます。

町の財政状況においては、一般会計の決算収支は6億9,978万円の黒字、実質収支は6億5,182万円の黒字ですが、財政調整基金を3億円取り崩したことにより、実質単年度収支は4億1,998万円の赤字となりました。

ふるさと納税寄附金が2億円を超えるなど、財源確保に努力が見られますが、依然として赤字体質であることは変わりがなく、単年度収支のバランスを改善するために、今後も着実に行財政改革に取り組み、健全財政に努められますよう要望します。

なお、薬師の湯など、やくらい施設群に代表される振興公社の指定管理に関しては、施設の老朽化により、年々設備の修繕費用が多額となっていることを懸念する意見がありました。施設の長寿命化を念頭に置いた計画的な改修が必要であると思われます。

また、公立加美病院への負担金が年々増加していることも、町の財政状況に及ぼす影響が大きいと思われるので、様々な観点から検討していただきますよう要望します。

今回の決算審査においては、委員より、町の事業に対して様々な改善案が出されました。執行部におかれましては、新年度予算編成に反映することができないか早急に検討していただきますよう要望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第1号令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第2号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第3号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号令和5年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第4号令和5年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第5号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第6号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号令和5年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第7号令和5年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決

を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第8号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第10号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号令和5年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第11号令和5年度加美町水道事業会

計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 報告第13号 令和5年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営
企業における資金不足比率について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、報告第13号令和5年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第13号令和5年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率についてご説明いたします。

実質赤字比率は、普通会計の赤字の割合を表し、連結実質赤字比率は、特別会計を含めた全会計の赤字の割合を表すもので、この2つの財政指標につきましては、令和5年度において全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率についてですが、これは加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれくらいの割合かを表し、令和3年度から令和5年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。令和5年度の実質公債費比率は、令和4年度の7.3%から0.1ポイント増加し7.4%となっております。

次に、将来負担比率についてですが、これは公債費や債務保証など、加美町が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対してどれくらいの割合かを表したものです。令和5年度の将来負担比率は18.7%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これは令和4年度の22.0%に対し、3.3ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計においても黒字であったため、資金不足比率は表示されないものでございます。

以上、全ての数値において、健全化の範囲内にありますことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員 田中正志君 登壇〕

○代表監査委員（田中正志君） 監査委員の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和5年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について審査を行い、その結果につきましては、令和6年9月4日、町長へ審査意見書を提出いたしております。

初めに、令和5年度財政健全化審査意見書について申し上げます。

1ページをお開き願います。

審査の結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、令和5年度の決算収支が黒字でありますことから、いずれも該当はいたしません。実質公債比率7.4%、将来負担比率18.7%と、いずれも早期健全化基準より下回っております。

是正改善を要する事項につきましては、実質公債比率が前年度より0.1ポイント上昇しておりますが、早期健全化基準はもとより、地方債許可団体基準も下回り、財政の健全化が図られているものと判断されますが、今後も地方債の発行抑制に努められ、財政状況の改善に取り組まれるよう望むものであります。

次に、令和5年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計における経営健全化審査意見書について申し上げます。

いずれの会計におきましても、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率につきましては、令和5年度における資金剰余金が、水道事業会計では7億1,750万7,000円、下水道事業特別会計におきましては3億6,729万4,000円、浄化槽事業特別会計は1,525万9,000円、それぞれございますので、資金不足比率には該当いたしません。

よって、特に指摘すべき是正改善を要する事項はございませんでした。

以上、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一議員。

○14番（佐藤善一君） ただいまの財政を分析した結果、健全であったという報告でありますけれども、住民の需要に対する行政側の供給の度合いですか。つまり行政水準はどうだった

のかという視点も大変大事な部分だろうと思います。健全な財政の確保と行政水準、この両者を考えた場合、どの点に注意すべきとお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

行政水準の指標につきましては、いろいろなレベルのものがございまして、一概に行政水準を高める法律と財政の経過につきましては結びつくものではございませんが、なるべく行政水準が標準となれるように、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） これから公共施設の維持管理やら、一部事務組合の負担金の増加、こういったことで厳しい財政が続くんだろうと思います。そこでこの健全な財政を支える最後のとりでとなるのは、私は町と町民の意識の共有だと思っております。この醸成についてはどう取り組むおつもりなのか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 佐藤議員おっしゃるとおり、町の財政というものはある程度限られて、ふるさと納税とかそういった自主財源の取組などで伸ばしてきている部分がございますが、おっしゃるとおり施設に係る修繕等、年々かさむ部分も懸念されております。そういったことを町民の方々と共有しながら、これから町政懇談会なんかもございますけれども、いろいろな意見お伺いしながら、行政水準を保てるような形で努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第13号令和5年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を終わります。

日程第14 議案第64号 加美町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第64号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第64号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員猪股直美委員の任期が令和6年9月22日までとなっておりますので、新たに今野英俊氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和6年9月23日からの4年間となります。

議案資料として、略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第64号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で表決を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早坂忠幸君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に14番佐藤善一君、15番米木正二君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に14番佐藤善一君、15番米木正二君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（早坂忠幸君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早坂忠幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票においては、議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順序に投票願います。点呼を命じます。事務局長。

〔点呼、投票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。14番佐藤善一君、15番米木正二君に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 なし

有効投票のうち

賛成 16票

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、議案第64号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩します。午後2時50分まで。

午後2時33分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、宮崎地区の田崎敏子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものでございます。

任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3か月を要するため、今議会に諮問するものでございます。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり、田崎敏子さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明

申し上げます。

本案件につきましては、小野田地区の佐々木奈緒美氏が令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに小野田地区の澁谷とう子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものでございます。

任期等につきましては、諮問第3号と同様であります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり、澁谷とう子さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第17 議案第65号 加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第65号加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第65号加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会鎌田 稔教育長の任期が令和6年9月28日で満了となりますことから、同氏を引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

任期は令和6年9月29日から3年間となります。

議案資料として、略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第65号加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で表決を行います。
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早坂忠幸君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に16番伊藤 淳君、1番尾出弘子さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に16番伊藤 淳君、1番尾出弘子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（早坂忠幸君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早坂忠幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名

を読み上げますので、順番に投票願います。点呼を命じます。事務局長。

〔点呼、投票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。16番伊藤 淳君、1 番尾出弘子さんに開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 6 票

有効投票 1 6 票

無効投票 なし

有効投票のうち

賛成 1 6 票

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、議案第65号加美町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 1 8 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。

本件について、資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第 1 9 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長高橋聡輔君より、行財政改革の進捗状況と政策課題について、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長早坂伊佐雄君より、学校教育及び生涯学習の充実について、共生社会の実現に向けた保健・医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より、農林、商工及び観光に関する振興策について、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより、議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長三浦又英君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より、放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より、鳴瀬川ダム建設に関する事項について、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長伊藤 淳君より、再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について、以上8委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月25日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和6年度加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時08分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月20日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤 淳

署名議員 尾出弘子